

関係府省提出資料

重点	ヒアリング事項	府省	ページ
22	建築基準法第 86 条に基づく一団地認定の区域見直しに係る要件の緩和	国土交通省	1
23	特定都市河川に係る標識の設置の基準を都道府県等の条例で定めることの見直し	国土交通省	5
15	司書教諭の設置義務の緩和	文部科学省	15
14	中山間地域における通所介護事業所に係る報酬算定の対象の見直し	厚生労働省	16
2	補助金申請システム等に係る利便性及び検索性の高い機能の整備	デジタル庁	24
18	家畜以外の飼養動物に係る都道府県知事の防疫措置命令を可能とすること	農林水産省	29
17	財産区の土地を森林の施業・管理を目的として信託可能とすること	総務省 農林水産省	38
3	戸籍情報連携システムの利用対象事務及び利用対象者の拡大	総務省 法務省	42
6	景観計画の策定・変更における都市計画審議会への意見聴取を不要とすること	国土交通省	57

建築基準法第86条に基づく一団地認定の 区域見直しに係る要件の緩和 【重点番号22】

国土交通省 住宅局市街地建築課
令和6年9月

重点22: 建築基準法第86条に基づく一団地認定の区域見直しに係る要件の緩和

制度の現状

- 建築基準法第86条に基づく一団地認定を受けた区域内での建替え等に伴い、認定の対象区域を縮小しようとする場合は、従前の対象区域全体について認定の取消しを受けると同時に、新たに縮小した区域で認定を受けることで、実質的に区域の縮小を行うことが可能。
- この際、**認定の取消し、再認定のそれぞれにおいて区域内で全員同意が必要。**

提案概要

- 一団地認定について、**区域縮小のための同意の要件を緩和する**などの措置を講ずること。

第1次回答

- 2
- 一団地認定制度において、区域を縮小する場合の実態を調査し、土地の所有者等による全員同意に係る緩和のニーズや区域を縮小する場合の土地の所有者等への影響などを把握した上で、今後の対応について検討する。



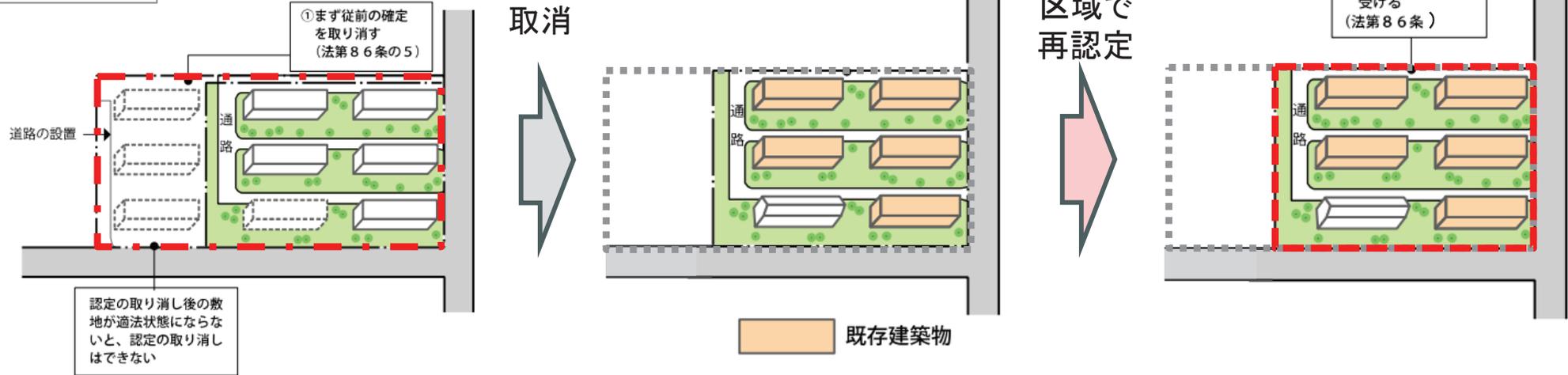
第1次回答を踏まえた提案団体からの見解（抜粋）

- 区域縮小後も引き続き一団地認定の認定範囲にあり、適用される建築規制に変更がない土地の所有者等については、同意要件を求めないこととする余地があるものと考えている。これらの点も踏まえ、区域縮小の実態や全員同意に係る緩和のニーズの把握が可能な実態調査により現状把握をお願いしたい。

第2次回答

提案団体からの指摘も踏まえ、全員同意に係る緩和のニーズ等を丁寧に把握した上で、引き続き検討を進める。

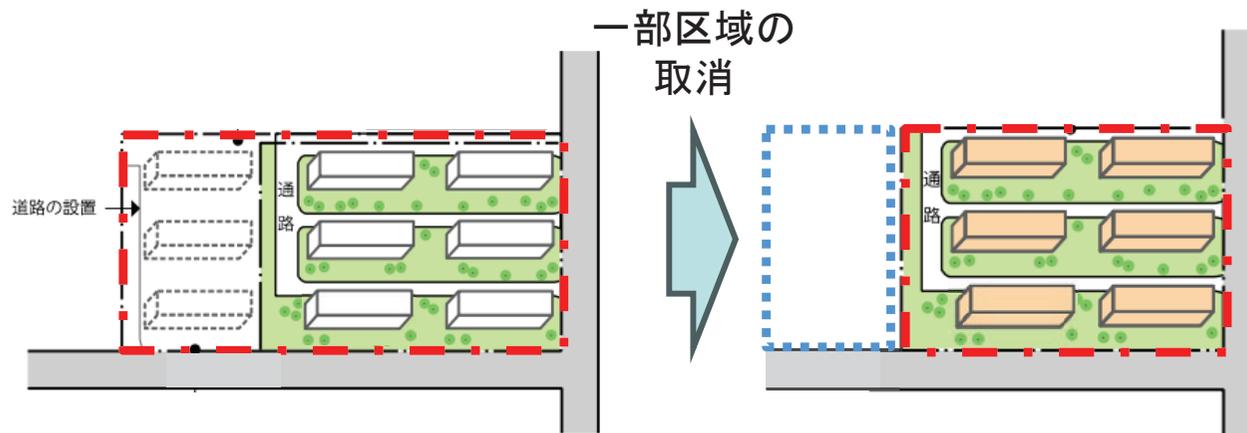
現行制度



3

検討中の案

一部区域を取消することで区域縮小を行う制度を新たに設ける。



提案団体からの見解も踏まえ、引き続き認定範囲に残る土地所有者等については、全員同意を求めないこととする方向で検討中

検討すべき主な論点

- 本来、関係権利者全員の同意を取得している趣旨との関係で、どのように同意要件を緩和できるか。
- 仮に同意要件を緩和した場合に、土地所有者等の権利が侵害されることはないか。

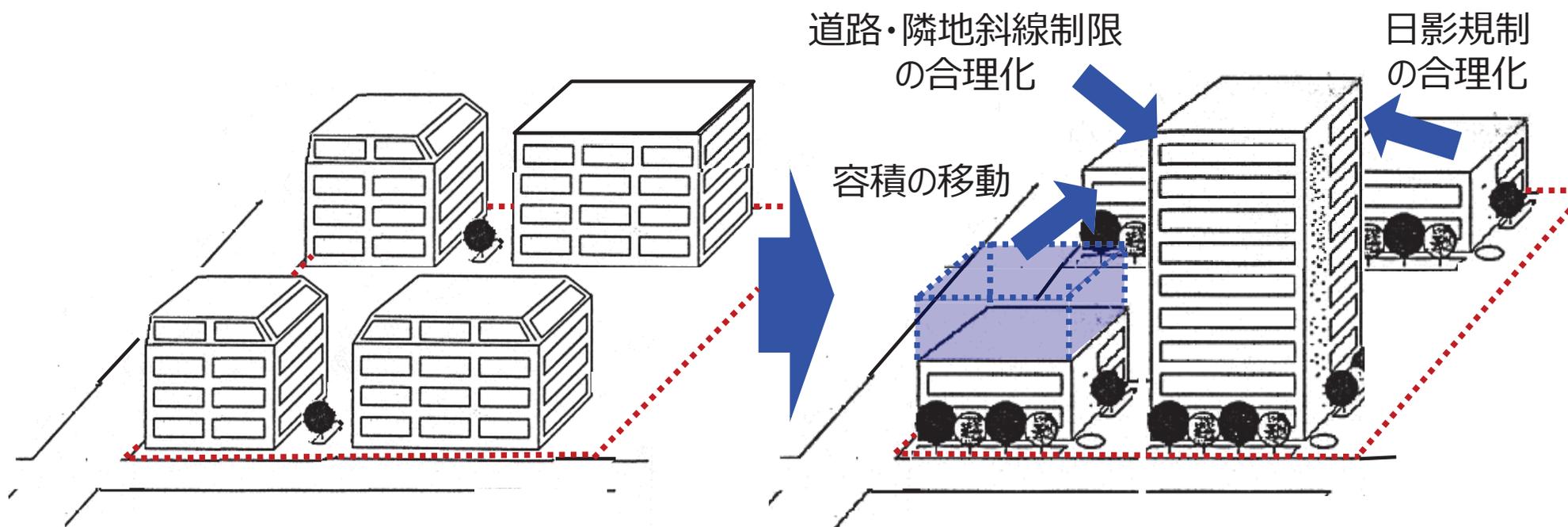
- 一定の土地の区域内で相互に調整した合理的な設計により建築等される1又は2以上の建築物について、安全上、防火上、衛生上支障がないと認められる場合は、土地所有者等の全員同意を得たうえで、それらの建築物が同一敷地内にあるものとみなして一体的に容積率等の規制を適用することができる（いわゆる一団地認定）。
- 一団地認定は、土地所有者等の全員合意をもって取消しができる。

<制度のイメージ>

実績：18,139件※（令和5年3月末現在）

※法第86条第3項の許可の実績を含む

4



<一の敷地とみなされることによる制限の合理化の例>

特例の対象（法律）	合理化の例
接道義務（第43条）	接道していない敷地と接道している敷地を一の敷地とみなし、 本来接道していない敷地に建築可能
容積率（第52条）	区域内の 未利用の容積率を他の建築物に配分
日影規制（第56条の2）	区域内における敷地の境界線によらず、 区域内の個別の建築物の状況を勘案して日影規制を適用

特定都市河川に係る標識の設置の基準を都道府県等の条例で定めることの見直し(特定都市河川浸水被害対策法)【重点番号:23】

5

令和6年9月18日

国土交通省 水管理・国土保全局

重点23:特定都市河川の標識の設置に係る条例
委任の見直し(国土交通省)

提案の内容

提案団体：群馬県、新潟県

- 都道府県知事等が特定都市河川(※1)の流域内に設置する標識(※2)については、国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県等の条例で設置基準を定めることとされている。
- この点、都道府県知事等が独自の基準を定める余地が少ないものの、一律に条例で定めることが規定されているため、条例制定に係る多大な事務負担が発生している。
- このため、国土交通省令で定める基準に従って標識を設置する場合は、条例制定を不要とする。

※1 浸水被害対策のために国土交通大臣又は都道府県知事が指定する都市部を流れる河川

※2 以下の施設等の存在を明示するために都道府県知事等が設置する標識

- ① 雨水貯留浸透施設(土地からの流出雨水量を抑制するために設置される貯留槽等)
- ② 保全調整池(特定都市河川流域内に存する一定規模以上の防災調整地のうち浸水被害の防止を図るために有用であると認められるもの)
- ③ 貯留機能保全区域(雨水を一時的に貯留する機能を有する特定都市河川沿いの低地等)

一次回答

回答：国土交通省

- 特定都市河川法第38条第3項、第45条第1項及び第54条第1項については、それぞれ雨水貯留浸透施設を設置した場合、保全調整池を指定した場合及び貯留機能保全区域を指定した場合に、標識を設置しなければならないことを規定している。
- この規定については、地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)に基づく検討の結果、標識については、一律に定められた基準に従うことを義務付けなくても、都道府県において適正な判断がなされることが期待できることから、「国土交通省令に定めるところにより」から「国土交通省で定める基準を参酌して都道府県の条例で定めることにより」に改めたところ。
- 「求める措置の具体的内容」の検討にあたっては、こうした経緯も踏まえつつ、標識の内容や条例制定の事務負担など、まずは全国自治体における実態の把握が必要である。
- このため、当該事務に対応する自治体への調査を実施した上で、国土交通省の対応方針を回答する。

一次回答を踏まえた提案団体の見解

提案団体：群馬県、新潟県

- 当県では、令和5年12月に特定都市河川を指定した。指定に際しては、省令に定められた基準で必要十分であると判断し、基準どおりの内容で標識設置に関する条例を制定したところであり、条例の制定はいわゆる「できる規定」で良いと考える。また全国的に、新たに特定都市河川の指定を検討している都道府県は多いと思われるため、他県のみならず、場合によっては権限委譲される市町村も含めると条例制定に関する事務負担の影響は大きいと考えたため提案に至った。
- 指定を行う際に必要となる標識の内容や条例制定の事務負担のみならず、条例の制定内容に、省令に定める基準以外の内容を定めた自治体がどのくらいあるかなど、全国自治体の状況を把握の上、改めて条例委任の見直しを御検討いただきたい。また、具体的にどのようなスケジュールで調査を実施し、対応方針を決定するのか、御教示いただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- 流域治水について、地域で議論するという点では条例制定と親和性の高いテーマと思われ、制定するプロセス自体も大事であると考えられるため、条例の実態を確認するとともに、地方自治体の意向や条例制定に際して求められるサポート等を把握し、取組の一層の進展に向けた観点から対応等を検討いただきたい。



上記の見解・視点も踏まえ、
全国調査を実施、結果を整理

調査概要

調査実施者：国土交通省・内閣府

(1)実施時期(回答期間)

令和6年7月31日(水)～令和6年8月23日(金)

(2)調査対象自治体

- ①特定都市河川流域を有する都道府県・市区町村であって、標識設置に係る条例又は規則を定めている地方公共団体(都道府県:18団体、市町村:19団体)
- ②①に該当しない都道府県(29団体)

(3)調査内容

- ・ 標識設置に係る条例の制定状況
- ・ 標識設置に係る条例制定の事務負担
- ・ 標識設置に係る自治体の裁量権
- ・ その他(参酌基準以外で有用と考える表示事項、類似施設の標識に係る事例収集 等)

(4)回答状況

- ・ (2)に示す全ての地方公共団体から回答あり(回収率100%)

調査結果のまとめ

調査実施者：国土交通省・内閣府

① 条例制定の状況：

- ・参酌基準を準用した自治体は、86% (32/37団体)を占めた。
- ・その理由としては、提案団体のように「検討を進めたものの、参酌基準に示される内容以外に定めるべき事項がなかったため。」と回答した自治体があった一方で(21/37団体)、「特定都市河川制度に不慣れであり、参酌基準以外の必要事項が想像できなかったため。」と回答とした自治体があったほか(7/37団体)、「参酌基準と言えど、国の基準である以上はこれを準用することが適当と考えたため。」と参酌基準の解釈を誤認しているとも考えられる自治体を確認された(11/37団体)。※複数選択ありでの回答としているため、合計値は37団体とはならない。

② 条例制定の事務負担：

- ・通常の条例制定作業に比べて、負担は「大きいとも小さいとも言えない」と回答した自治体が多数を占めた(24/37団体)。この理由として、参酌基準を準用していることを理由に挙げる自治体が多かった。
- ・また、負担は「大きかった」又は「どちらかと言えば、大きかった」と回答した自治体も存在し(11/37団体)、その理由は「特定都市河川制度の別の手続との同時並行での作業」や「条例を制定すること自体」が負担であるとの回答が多かった。

③ 自治体の裁量権等：

- ・条例制定の有無によらず、流域治水を進めていく上で、標識の内容決定に関する自治体の裁量権は必要であるか否かについては、概ね半々に意見が分かれた。
- ・その他、参酌基準以外の事項を複数例示したところ、これらについて多数の自治体が有用と考えていることが判明したほか、雨水貯留浸透施設等の標識(特定都市河川法に基づくものを除く。)を調査した結果、設置目的、構造図、洪水時の流入写真、流域治水のロゴマークなど、参酌基準以外の事項も複数確認された。

調査結果①：条例制定の状況

■ 条例の制定内容(法第38条第3項：雨水貯留浸透施設に係る標識の設置)

単位：団体

【選択式：1つ選択】

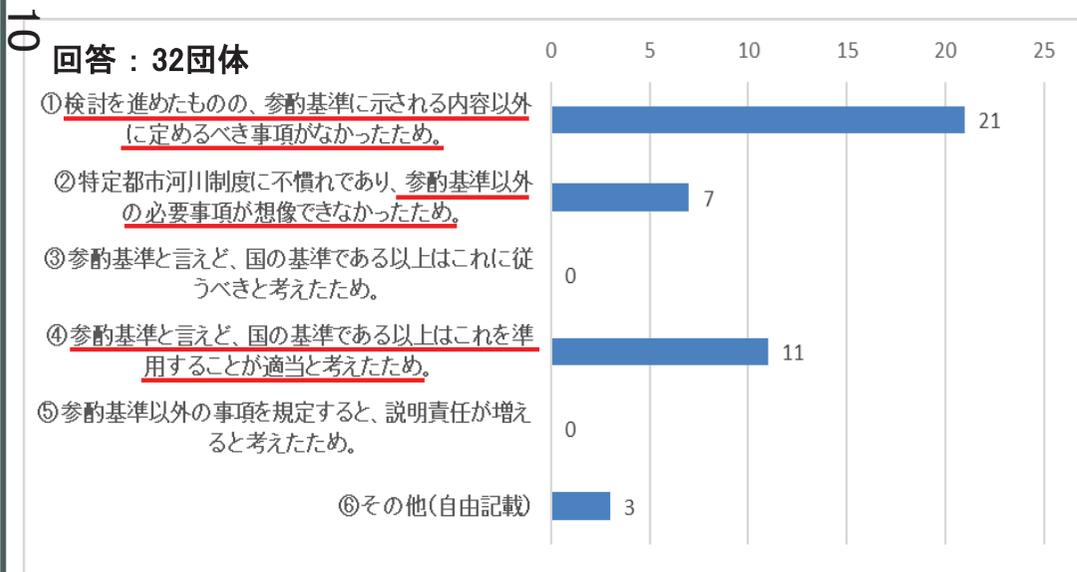
- ①都道府県条例・規則を制定
- ②市町村条例・規則を制定

	都道府県	市区町村	合計	備考
参酌基準と同じ事項を条例又は規則に規定	17	15	32	86%
参酌基準と異なる事項を条例又は規則に規定	1	4	5	14%
合計	18	19	37	

■ 参酌基準と同じ事項とした理由

【選択式：複数選択あり】

- ①検討を進めたものの、参酌基準に示される内容以外に定めるべき事項がなかったため。
- ②特定都市河川制度に不慣れであり、参酌基準以外の必要事項が想像できなかったため。
- ③参酌基準と言えど、国の基準である以上はこれに従うべきと考えたため。
- ④参酌基準と言えど、国の基準である以上はこれを準用することが適当と考えたため。
- ⑤参酌基準以外の事項を規定すると、説明責任が増えると考えたため。
- ⑥その他(自由記載)



「⑥その他(自由記載)」を選択した団体の具体的回答：
検討時の記録等が残っておらず、詳細は不明 等

■ 参酌基準と異なる規定の事例

自治体の規則(様式)にロゴマークを規定
(愛知県、名古屋市、豊田市、一宮市、春日井市)



調査結果②：条例制定の事務負担

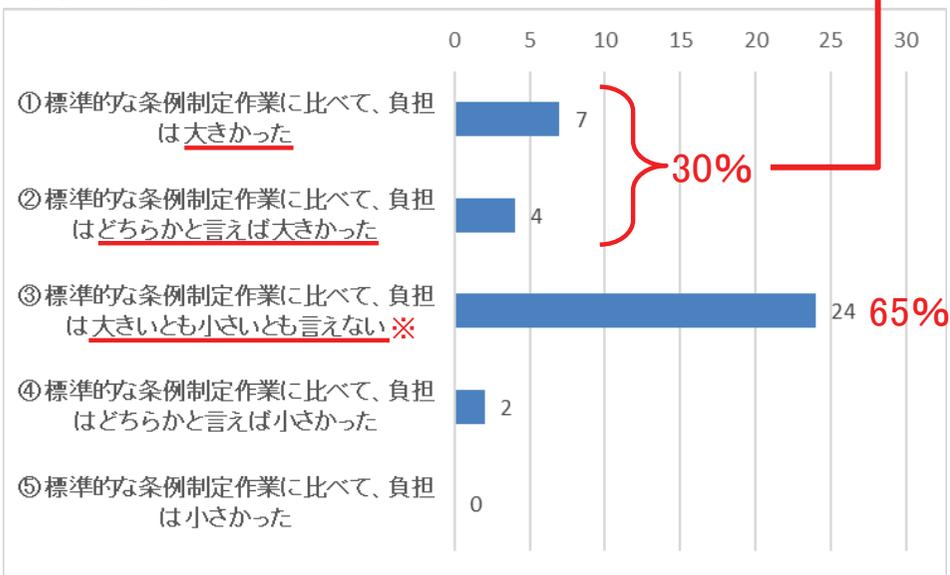
■ 条例制定の事務負担（法第38条第3項：雨水貯留浸透施設に係る標識の設置）

【選択式：1つ選択】

通常の条例制定作業に比べて、負担は…

- ①大きかった
- ②どちらかと言えば、大きかった
- ③大きいとも小さいとも言えない
- ④どちらかと言えば、小さかった
- ⑤小さかった

回答：37団体



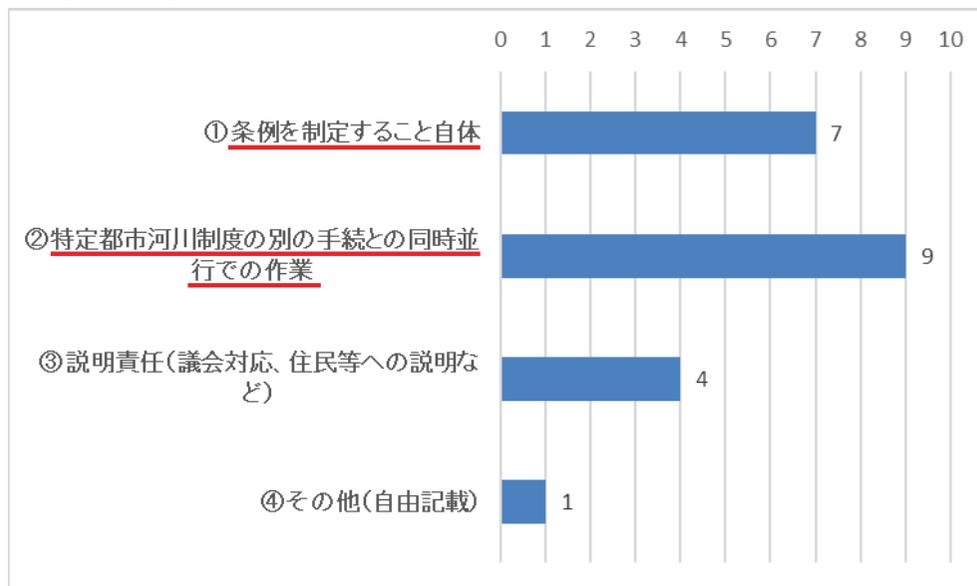
※ ③を選択した理由として、24団体のうち19団体が参酌基準を準用したことを挙げている。

■ 負担を感じた具体的な事務作業

【選択式：複数選択あり】

- ①条例を制定すること自体
- ②特定都市河川制度の別の手続との同時並行での作業
- ③説明責任（議会対応、住民等への説明など）
- ④その他（自由記載）

回答：11団体



「④その他（自由記載）」を選択した団体の具体的な回答：

法律改正に伴い条ズレが起きただけで、内容に大きな変更がなくても条例改正しなければならない

調査結果③：自治体の裁量権

■ 標識設置基準に関する自治体の裁量権

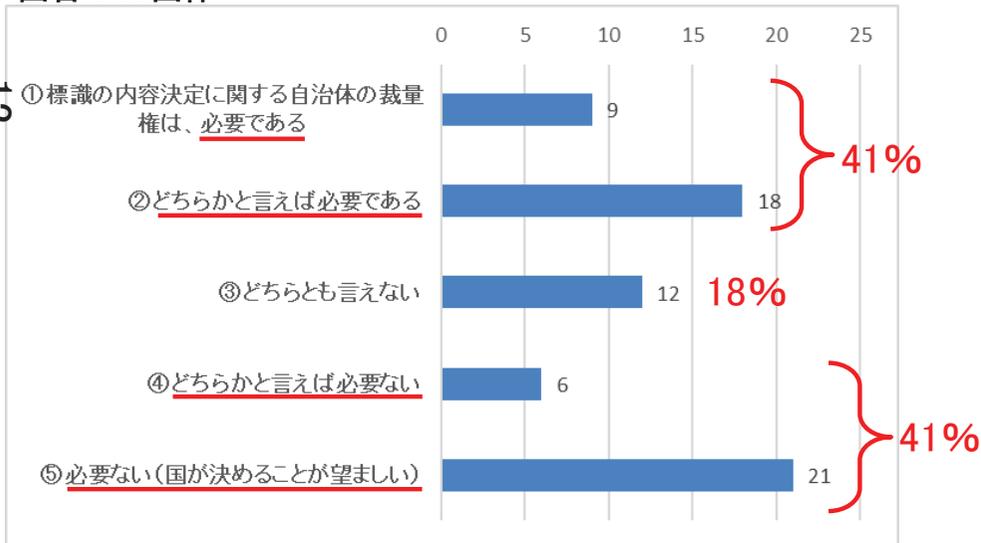
■ 左記の回答理由

【選択式：1つ選択】

流域治水を進めていく上で、標識の内容決定に関する自治体の裁量権は…

- ①必要である
- ②どちらかと言えば必要である
- ③どちらとも言えない
- ④どちらかと言えば必要ない
- ⑤必要ない(国が決めることが望ましい)

回答：66団体



「①必要である」又は「②どちらかと言えば必要である」と回答した団体：

- ・【15団体】将来的に、独自規定が必要となった場合を想定すると必要。
- ・【4団体】標識の設置者は都道府県知事等であるため。
- ・【4団体】標識の内容や治水における重点内容は地域ごとに異なるため。
- ・【4団体】その他

「③どちらとも言えない」と回答した団体：

- ・【3団体】現在不都合は生じていないが、今後独自の規定が必要になる可能性もある。
- ・【3団体】今後検討を進めるため。
- ・【1団体】標識の設置実績がないため。
- ・【1団体】(参酌基準と同じ事項でも、)特に問題となっていないため。
- ・【1団体】ガイドライン等に明示された事項で満足しているため。
- ・【3団体】その他

「④どちらかと言えば必要ない」又は「⑤必要ない(国が決めることが望ましい)」と回答した団体：

- ・【15団体】参酌基準以外の事項は想定されないため。
- ・【3団体】法律に基づいて設置する標識であるため。参酌基準として具体的に列記されているため。
- ・【3団体】自治体によって表示内容に多寡があることは平等性を欠くため。ばらつきがないよう国が画一化することが望ましい。
- ・【2団体】設置費用の観点から表示内容は最小限としたい。標識のサイズの関係上、設定しづらい。
- ・【2団体】何もない中で、自治体のみで参酌基準以外を設定することは困難。
- ・【2団体】その他

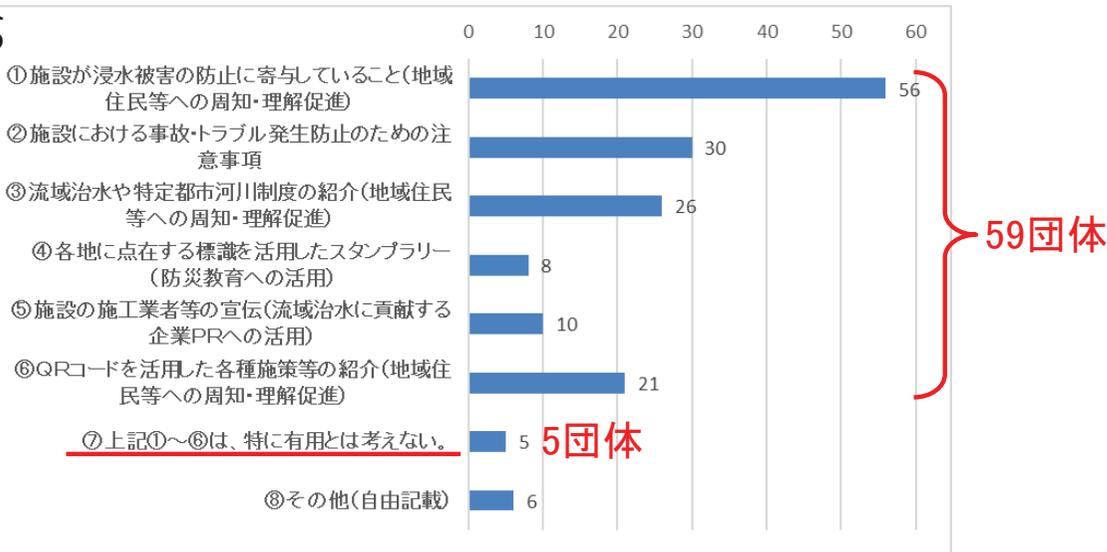
調査結果④：その他（有用と考える表示事項）

■ 標識に表示すると有用と考える事項はあるか

【選択式：複数選択あり】

- ①施設が浸水被害の防止に寄与していること(地域住民等への周知・理解促進)
- ②施設における事故・トラブル発生防止のための注意事項
- ③流域治水や特定都市河川制度の紹介(地域住民等への周知・理解促進)
- ④各地に点在する標識を活用したスタンプラリー(防災教育への活用)
- ⑤施設の施工業者等の宣伝(流域治水に貢献する企業PRへの活用)
- ⑥QRコードを活用した各種施策等の紹介(地域住民等への周知・理解促進)
- ⑦上記①～⑥は、特に有用とは考えない。
- ⑧その他(自由記載)

回答：66団体



「⑧その他(自由記載)」を選択した団体の具体的な回答：

- ・①③⑥などを有用と考え、当県でも一部をレイアウトに加える予定。
- ・標識は都道府県等で設置するという法が変わらないのであれば、各自自治体が自由な発想で、流域治水の広報を行える標識として位置付けられたら良いと考える。
- ・表示が有用な場合もあると考えるが、基本的には、参酌基準事項で十分と考える。
- ・参酌基準の内容が有効と考える。なお、これ以上の内容等を追記すると標識サイズが大きくなるなど、設置者等の負担が増えることが懸念される。 等

調査結果⑤：その他（標識の事例）

■ 標識の事例収集

特定都市河川制度によらずに設置された雨水貯留浸透施設等の標識事例を収集したところ、設置目的、構造図、洪水時の流入写真、流域治水のロゴマークなど、参酌基準に含まれない事項を複数確認。

これは『**雨水貯留浸透施設（地下貯留方式）**』です！

- ✓大雨が降って川や水路に雨水がどどん流れこむと、あふれてしまうおそれがあります。
- ✓『**雨水貯留浸透施設**』は、降った雨水を一時的に貯めることができます。
- ✓貯めた雨水は、地下へ浸透させながら、川や水路へ少しずつ流すことで、川や水路の氾濫を抑制することができます。

千曲警察署の駐車場地下へ設置した**雨水貯留浸透施設（地下貯留方式）**

治水ONE NAGANO宣言
～みんなでとりくむ「流域治水」～

長野県 流域治水

～多機能広場（貯留施設）について～

多機能広場の利用上の注意

- 他の利用者には危険を及ぼすような遊びや利用方法は禁止します。
- けいすい遊具が設置しているため、広場がボールが飛び出さないよう利用は禁止します。
- ごみ入れ、ゴミ箱の下を歩かず、すべてコンクリート舗装となっています。利用の際はご注意ください。
- 本場の水は飲料用ではありません。決して飲まないでください。
- 貯留する雨水が溢水している場合は、広場に河川の水が流入する可能性があります。洪水時は利用を禁止します。

多機能広場（貯留施設）の目的について

この施設に遊びたい、遊びたい
公民館連絡先 千曲警察署都市計画課 0265-24-1710

二次回答

回答:国土交通省

- 自治体への調査結果については、P5～P9のとおりである。
- これまで、国土交通省では、特定都市河川制度に係る通達の発出等により、制度の解説、運用の明確化、技術的助言等を行ってきたところであり、この中で、標識設置についても、参酌基準以外の事項として住民等が理解しやすい内容に工夫することなど解説・助言を行ってきた。
- その中で、今般実施した自治体への調査によると、参酌基準と同じ事項を条例に規定した自治体が多数を占めた一方、想定される参酌基準以外の事項を複数例示したところ、多数の自治体から有用との回答があった。さらには、自治体が特定都市河川浸水被害対策法によらず独自に設置又は管理する雨水貯留浸透施設等の標識において、参酌基準以外の事項を挙げている例が複数確認された。
- これらを踏まえると、本制度の理解増進のための自治体への助言や、参酌基準の解釈に係る一層の周知を行うことを通じて標識設置に係る自治体の裁量範囲を明確化し、積極的な検討を促すことで、地域の実情に応じた自治体の創意工夫が期待できるものと考えられる。
- また、「流域治水」の取組を全国的に推進していくという観点からも、流域関係者が一体となり、現場での創意工夫を含めた流域対策を推進することが重要であり、この取組の一つに位置付けられる雨水貯留浸透施設の設置等に係る事務においても、自治体の裁量のもと、主体性が発揮されることが望まれる。
- 以上より、雨水貯留浸透施設等の標識の設置基準については、自治体への助言・サポートの充実を図ることで、自治体の事務負担の軽減や創意工夫の促進に十分留意した上で、引き続き、現行法令のもと条例委任を継続すべきと考える。

令和6年9月18日

司書教諭講習修了者を増やすための方策等について（回答）

（提案団体へのヒアリングについて）

- 8月6日にヒアリングを実施し、以下の状況・要望について把握した。
 - ・八王子市内の小中学校のうち、司書教諭の配置が必要な学校数は66校。これに対し、市内の有資格の教員は185名。
 - ・有資格者は女性、40代、国語科が多いなどの属性に偏りがある。
 - ・一層柔軟な配置を行うためには、さらに有資格者の増加を図りたい。
 - ・司書教諭講習修了者数を増やす方策が必要である。
 - ・市としても、現場の教員や校長へ受講を促す働きかけは今後、検討したい。

（講習受講機会の拡大）

- 多様な受講機会の拡大に向け、オンライン・オンデマンド等の一層の活用について、大学等に対し周知を行うことを検討する。
（※個別に相談したところ、前向きな感触の大学が複数有り）

（教職課程への司書教諭講習関連科目の組み入れ）

- 大学が必要に応じ、司書教諭関係科目を教職課程に組み込むことを検討するよう、協力を促すことなどを検討する。
（※既に、教職課程に組み入れている大学も存在）

（追加共同提案団体へのアンケート）

- 現在、追加共同提案団体となっている12自治体に対し、以下を把握するための調査を行っている。
 - ・司書教諭講習に関する現状（有資格者数等）
 - ・課題（有資格者の年齢等の偏りの有無、講習受講の形態（オンライン・オンデマンド等）や時期に関する要望等）

調査結果を踏まえ、受講機会拡大に向け、今年度中を目途に具体的措置を講じてまいりたい。